

★★あんきで暮らしやすい住まいづくりを応援します！★★

令和6年度予定 飛騨市住宅対策助成事業

※これらの事業については、3月議会により可決されたものに限ります。

《拡充》住宅省エネリフォーム助成制度

※着工前の申請が条件です！

(着工後の申請は受付できません。疑義が生じた場合は現場確認を行います。)

◆下記の製品が助成の対象です。

- ①開口部の断熱改修（ガラス交換／内窓設置／外窓交換／ドア交換）
- ②外壁、屋根・天井又は床・基礎の断熱改修
- ③エコ住宅設備の設置（太陽熱利用システム／節水型トイレ／高断熱浴槽／高効率給湯器／節湯水栓／蓄電池）

◆助成金の額は、上記①②③の助成額の合計とし、一戸当たりの上限は30万円です。

◆市内の業者又は市内個人事業者が施工する工事が対象です。

★拡充内容

外壁、屋根・天井又は床・基礎の断熱改修における工事規模に応じた助成

(従来の制度では対象外であった、国が示す最低使用数量未満の工事も支援します)

- ・ア 狹小空間の数量の断熱改修（3万円）
- ・イ 狹小空間以上で国が示す最低使用数量未満の断熱改修（5万円）
- ・ウ 国が示す最低使用数量以上（国と同額+5万円）

※狭小空間の数量の断熱改修とは、約6m²程度の部屋で使用される断熱材の数量（立米）未満の工事をいいます。

※ア、イ、ウで使用する断熱材の性能区分がD以上の場合、助成額がさらに5,000円加算されます。

※拡充内容の詳細、断熱材の基準となる数量等につきましてはR6年4月1日以降、ホームページでご案内致します。しばらくお待ちください。

- ◆受付開始予定日：令和6年4月1日（月）
 - ◆助成対象となる製品は、国土交通省が実施する「子育てエコホーム支援事業」で対象としている製品をご参照下さい。
 - ◆本助成制度と「子育てエコホーム支援事業」は併用できます。
 - ◆年度内に完了する工事が対象です。
 - ◆令和5年度に本制度を利用し、助成を受けた住宅は利用できません。
- ※「飛騨市住宅リフォーム補助金」は令和5年度を以って終了致しました。

《拡充》住宅新築・購入支援助成金

★拡充内容

令和6年4月1日以降に造成工事に着手された、2区画以上ある民間分譲宅地を購入して住宅を建築された場合、その土地購入費を上限50万円まで助成します。

- ◆飛騨市内に定住する目的で省エネ住宅を取得する方、中古住宅を購入する方が対象です。
- ◆2025年度の新築住宅の省エネ義務化に先行して、令和5年7月1日以降に建築確認済証が交付された、または建築工事届が受理された場合、助成金の対象となる住宅は、**断熱等性能等級4以上、かつ一次エネルギー消費量等級4以上の性能が必須**になります。(6月30日までは従来と同じ運用です)
- ◆助成金の額は、次表①②の合計とし、算出した額が新築または購入価格を上回る場合は、新築又は購入価格を上限とします。

① 補助基本額

住宅取得額(土地代を含む)に応じて以下の助成金が受けられます

住宅取得額	助成金
1千万円未満	10万円
1千万円以上～2千万円未満	20万円
2千万円以上	30万円

② 加算額

条件に応じて以下の加算金が受けられます

条件	加算額
転入世帯(※1)	50万円
市内業者による新築	30万円
民間分譲宅地購入(※2)	上限50万円
移住世帯の住宅改修(※3) (市内業者施工に限る)	改修費の1/3 上限150万円

転入世帯の場合(※1)

市外に1年以上住民登録されている世帯、または市外に1年以上住民登録され、転入後3年以内の世帯(どちらも単身赴任で転出している場合を除く)の場合。

民間分譲宅地に新築する場合(※2)

宅地整備事業者により市内において新たに住宅用地を分譲することを目的として、令和6年4月1日以降に造成等により工事着手された宅地(1団の分譲地として2区画以上あり、土地の区画形質の変更を伴うもの)を購入し、住宅を新築した場合。

移住世帯が住宅改修工事をする場合(※3)

転入世帯で市内に居住する二親等以内の親族を持たない世帯(移住世帯)が、【飛騨市住むとこネット】に掲載されている住宅を購入し、市内業者による施工で10万円以上の住宅改修をした場合。市の無料耐震診断をうけていただくことが条件です。

◆受付開始予定日：令和6年4月1日(月)

◆詳しい内容につきましてはホームページをご覧いただけます。

都市整備課窓口まで直接 お問い合わせください。



〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号

飛騨市役所 西庁舎3階 基盤整備部 都市整備課

電話 0577-73-0153

FAX 0577-73-7500